

株式会社インセックと株式会社インセック従業員は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に關し、次のとおり協定する。

第1条（対象となる派遣労働者の範囲）

- 本協定は、当社の派遣従業員の中で、第3条第1項(1)に定める「職種」に該当する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い得る不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 株式会社インセックは、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

第2条（賃金の構成）

- 対象従業員の賃金は、基本給（諸手当および賞与を含む、以下同じ）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当および退職手当とする。

第3条（賃金の決定方法）

- 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に從事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2」のとおりとする。

(1) 比較対象となる同種の業務に從事する一般の労働者の職種は、次の通りとする。
なお、令和5年8月29日職労第0826第1号「令和6年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に從事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」を、以下「通達」という。

項目番号	職種	比較対象となる職種
A	自動車教習所指導員	通達別添2に定める「199 その他の教育の職業」
B	製品製造作業	通達別添2に定める「49 生産設備（金属）」
C	製品プレス・鋳造作業	通達別添2に定める「52 金属材料製造等」
D	金属製品製造作業	通達別添2に定める「538 金属製品製造工」
E	金属溶接作業	通達別添2に定める「537 金属溶接・溶断工」
F	調味料・飲料製造作業	通達別添2に定める「54 製品製造・加工処理」
G	ガラス器具製造作業	通達別添2に定める「542 素業・土石製品製造工」
H	プラスチック製品製造作業	通達別添2に定める「565 プラスチック製品製造工」
I	ワイヤーハーネス製造作業	通達別添2に定める「582 東線工」
J	製品検査作業	通達別添2に定める「581 製品検査（金属）」
K	窯業・プラスチック製品検査作業	通達別添2に定める「582 製品検査（金属を除く）」

A、D、E、G、H、Iについては、業務の実態も踏まえ最も適合する職種を使用し、B、C、F、J、Kについては業務の実態から相応に適合する職種である中分類を使用するものとする。

- 通勤手当については、基本給とは分離し、第6条のとおりとする。
- 地域調整については、就業地管轄外への転勤や異動の可能性がないため、実態に沿った地域調整をおこなうため、職業安定業務統計の「地域指數」より、職安管轄である「磐田」、「掛川」、「島田」、「焼津」のいずれかを選択する。

第4条（基本給）

- 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。
 - 別表1の同種の業務に從事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
 - 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に從事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク	: 10年以上
Bランク	: 3年以上（10年未満）
Cランク	: 0年以上（3年未満）
- 有期雇用派遣従業員の場合は雇用契約の更新時、無期雇用派遣従業員の場合は毎年4月1日に職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験、その他の就業の実態を評価し、派遣社員用就業規則第43条（賃金の改定）に沿って賃金改定をおこなうものとする。

第5条（時間外労働）

- 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣社員用就業規則第41条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条（通勤手当）

- 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給するものとし、計算方法は下記のとおりとする。
 - Googleマップ上の、自宅住所から就業先までの経路にかかる距離を片道通勤距離とする。なお、検索の結果複数経路の候補がある場合は、最も距離が短く、かつ原則として有料道路を使用しない経路を採用することとする。
 - 前号から算出した、往復通勤距離に、14円（ガソリン単価140円/10km）を乗じた金額を1日あたりの通勤手当とし、実出勤日数分の金額を支給する。
 - 前各号にかかわらず、片道通勤距離が2キロ未満のもの、自転車および徒歩通勤のもの、会社が用意する送迎手段を利用するもの、会社が貸与した自動車を利用するものは、通勤手当を支給しないものとする。
 - 通勤手当は、月額13,000円を上限とする。

第7条（退職金の比較根拠）

- 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に從事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

(1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：
通達に定める「平成30年就労条件調査」（厚生労働省）の「退職金一時金の受給に必要な最低勤続年数階級別企業数調査（調査産業計）」において、最も回答割合の高かったもの（自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年以上4年未満）を参考としつつ、派遣先との派遣契約の継続と安定したサービスの提供には派遣従業員の長期勤続による雇用の安定と中長期的なキャリア形成が欠かせないため、当社における退職手当の受給に必要な最低勤続年数を、派遣就業の期間制限の3年に加え一定期間（1年）超えたものとする

(2) 退職時の勤続年数ごと（4年、5年、10年、15年、20年、25年、30年）の支給月数：
「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」の高校卒の場合の支給率（月数）として通達に定められたものとする

第8条（退職金支給に必要な在籍年数と支給金額）

- 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。
なお、勤続年数は、退職金規程新設となる令和2年4月1日以降の在籍年数と読み替えて取り扱うものとする。
 - 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以上であること
 - 別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

第9条（賃金の決定に当たっての評価）

- 基本給の決定は、1年ごとに行う勤務評価を踏まえ、派遣社員就業規則第43条（賃金の改定）に沿っておこなうものとし、当該個別の評価結果に基づき、別表2のとおり、基本給を決定する。

第10条（賃金以外の待遇）

- 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

第11条（教育訓練）

- 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める教育訓練実施計画に従って、着実に実施する。

第12条（その他）

- 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

第13条（有効期間）

- 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

令和6年3月28日

株式会社インセック 代表取締役 鈴木 瞳乃

株式会社インセック 労働者代表 ALBARAN REGINA BALTAZAR



別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	その他の教育の職業 ※1	通達に定める職業 安定業務 統計	1,206	1,388	1,522	1,545	1,627	1,773	2,208
2	地図調整 ※2	(島田) 97.4	1,175	1,352	1,483	1,505	1,585	1,727	2,176

記入上の注意

※1 賃金構造基本統計調査又は職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事業所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指數を乗じた数値を記載

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	職務の内容 (※1)	基本給額 (※2)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)		対応する一般的な労働者の能力・経験 (※4)
			1年	2年	
Aランク	上級	1,730	1,727	1,0年	
Bランク	中級	1,510	1,505	3年	
Cランク	初級	1,180	1,175	0年	

記入上の注意

※1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める

※2 派遣労働者の基本給及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したものと記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇格ならびに賞金改訂をおこなう

※3 それぞれの等級の職務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

5

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	生産設備 (金属) ※1	通達に定める職業 安定業務 統計	1,111	1,279	1,402	1,423	1,499	1,633	2,034
2	地域調整 ※2	(掛川) 100.5	1,117	1,286	1,410	1,431	1,507	1,642	2,045

記入上の注意

※1 賃金構造基本統計調査又は職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事業所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指數を乗じた数値を記載

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	職務の内容 (※1)	基本給額 (※2)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)		対応する一般的な労働者の能力・経験 (※4)
			1年	2年	
Aランク	上級	1,650	1,642	10年	
Bランク	中級	1,440	1,431	3年	
Cランク	初級	1,120	1,117	0年	

記入上の注意

※1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める

※2 派遣労働者の基本給及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したものと記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇格ならびに賞金改訂をおこなう

※3 それぞれの等級の職務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

6

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	生産設備 (金属) ※1	通達に定める職業 安定業務 統計	1,111	1,279	1,402	1,423	1,499	1,633	2,034
2	地域調整 ※2	(島田) 97.4	1,083	1,246	1,366	1,387	1,461	1,591	1,982

記入上の注意

※1 賃金構造基本統計調査又は職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事業所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指數を乗じた数値を記載

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	職務の内容 (※1)	基本給額 (※2)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)		対応する一般的な労働者の能力・経験 (※4)
			1年	2年	
Aランク	上級	1,600	1,591	10年	
Bランク	中級	1,390	1,387	3年	
Cランク	初級	1,090	1,083	0年	

記入上の注意

※1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める

※2 派遣労働者の基本給及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したものと記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇格ならびに賞金改訂をおこなう

※3 それぞれの等級の職務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	金属材料 製造等 ※1	通達に定める職業 安定業務 統計	1,132	1,303	1,429	1,450	1,527	1,664	2,073
2	地域調整 ※2	(島田) 97.4	1,103	1,270	1,392	1,413	1,488	1,621	2,020

記入上の注意

※1 賃金構造基本統計調査又は職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事業所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指數を乗じた数値を記載

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	職務の内容 (※1)	基本給額 (※2)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)		対応する一般的な労働者の能力・経験 (※4)
			1年	2年	
Aランク	上級	1,630	1,621	10年	
Bランク	中級	1,420	1,413	3年	
Cランク	初級	1,110	1,103	0年	

記入上の注意

※1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める

※2 派遣労働者の基本給及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したものを記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇格ならびに賞金改訂をおこなう

※3 それぞれの等級の職務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

7

8

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	金属製品 製造工 ※1	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,103	1,270	1,392	1,413	1,488	1,621	2,020
2	地域調整 ※2	(磐田) 98.9	1,091	1,257	1,377	1,398	1,472	1,604	1,998

記入上の注意

※1 賃金構造基本統計調査又は職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事業所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	職務の内容 (※1)	基本給額 (※2)	対応する一般的労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般的労働者の能力・経験
Aランク	上級	1,610	1,604	10年
Bランク	中級	1,400	1,398	3年
Cランク	初級	1,100	1,091	0年

記入上の注意

※1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める

※2 派遣労働者の基本給及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したものと記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇格ならびに賃金改訂をおこなう

※3 それぞれの等級の職務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	金属溶接・溶断工 ※1	通達に定める職業安定業務統計	1,175	1,352	1,483	1,505	1,585	1,727	2,151
2	地域調整 ※2	(磐田) 98.9	1,163	1,338	1,467	1,489	1,568	1,709	2,128

記入上の注意

※1 賃金構造基本統計調査又は職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事業所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	職務の内容 (※1)	基本給額 (※2)	対応する一般的労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般的労働者の能力・経験
Aランク	上級	1,710	1,709	10年
Bランク	中級	1,490	1,489	3年
Cランク	初級	1,170	1,163	0年

記入上の注意

※1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める

※2 派遣労働者の基本給及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したものと記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇格ならびに賃金改訂をおこなう

※3 それぞれの等級の職務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

10

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	製品製造・加工 処理 ※1	通達に定める職業安定業務統計	1,067	1,228	1,347	1,367	1,439	1,568	1,954
2	地域調整 ※2	(焼津) 98.8	1,055	1,214	1,331	1,351	1,422	1,560	1,931

記入上の注意

※1 賃金構造基本統計調査又は職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事業所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	職務の内容 (※1)	基本給額 (※2)	対応する一般的労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般的労働者の能力・経験
Aランク	上級	1,550	1,550	10年
Bランク	中級	1,360	1,351	3年
Cランク	初級	1,060	1,055	0年

記入上の注意

※1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める

※2 派遣労働者の基本給及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したものと記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇格ならびに賃金改訂をおこなう

※3 それぞれの等級の職務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	窯業・土石製品製造工 ※1	通達に定める職業安定業務統計	1,116	1,285	1,408	1,430	1,505	1,641	2,043
2	地域調整 ※2	(鳥取) 97.4	1,087	1,252	1,372	1,393	1,466	1,599	1,990

記入上の注意

※1 賃金構造基本統計調査又は職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事業所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	職務の内容 (※1)	基本給額 (※2)	対応する一般的労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般的労働者の能力・経験
Aランク	上級	1,600	1,600	10年
Bランク	中級	1,400	1,393	3年
Cランク	初級	1,090	1,087	0年

記入上の注意

※1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める

※2 派遣労働者の基本給及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したものと記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇格ならびに賃金改訂をおこなう

※3 それぞれの等級の職務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	プラスチック製品製造工 ※1	通達に定める職業 安定業務 統計	1,088	1,252	1,373	1,394	1,468	1,599	1,992
2	地域調整 ※2	(掛川) 100.5	1,094	1,259	1,380	1,401	1,476	1,607	2,002

記入上の注意

※1 賃金構造基本統計調査又は職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事業所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	職務の内容 (※1)	基本給額 (※2)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般的な労働者の能力・経験
Aランク	上級	1,610	1,607	10年
Bランク	中級	1,410		3年
Cランク	初級	1,100		0年

記入上の注意

※1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める

※2 派遣労働者の基本給及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したものを記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇格ならびに賞金改訂をおこなう

※3 それぞれの等級の職務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	束縛工 ※1	通達に定める職業 安定業務 統計	965	1,111	1,218	1,236	1,302	1,419	1,767
2	地域調整 ※2	(掛川) 100.5	984	1,117	1,236	1,271	1,359	1,488	1,884

記入上の注意

※1 賃金構造基本統計調査又は職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事業所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	職務の内容 (※1)	基本給額 (※2)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般的な労働者の能力・経験
Aランク	上級	1,490	1,488	10年
Bランク	中級	1,280		3年
Cランク	初級	990		0年

記入上の注意

※1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める

※2 派遣労働者の基本給及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したものを記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇格ならびに賞金改訂をおこなう

※3 それぞれの等級の職務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	製品検査 (金属) ※1	通達に定める職業 安定業務 統計	1,081	1,244	1,364	1,385	1,458	1,589	1,979
2	地域調整 ※2	(掛川) 100.5	1,087	1,251	1,371	1,392	1,466	1,597	1,989

記入上の注意

※1 賃金構造基本統計調査又は職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事業所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	職務の内容 (※1)	基本給額 (※2)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般的な労働者の能力・経験
Aランク	上級	1,600	1,597	10年
Bランク	中級	1,400		3年
Cランク	初級	1,090		0年

記入上の注意

※1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める

※2 派遣労働者の基本給及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したものを記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇格ならびに賞金改訂をおこなう

※3 それぞれの等級の職務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	製品検査 (金属) ※1	通達に定める職業 安定業務 統計	1,081	1,244	1,364	1,385	1,458	1,589	1,979
2	地域調整 ※2	(島田) 97.4	1,053	1,212	1,329	1,349	1,421	1,548	1,928

記入上の注意

※1 賃金構造基本統計調査又は職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事業所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	職務の内容 (※1)	基本給額 (※2)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般的な労働者の能力・経験
Aランク	上級	1,550	1,548	10年
Bランク	中級	1,350		3年
Cランク	初級	1,060		0年

記入上の注意

※1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める

※2 派遣労働者の基本給及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したものを記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇格ならびに賞金改訂をおこなう

※3 それぞれの等級の職務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

		基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値							
		0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
1	製品検査 (金属除 <) ※1	通遼に定 める職業 安定業務 統計	1,057	1,217	1,334	1,354	1,426	1,554	1,935
2	地域調整 ※2	(島田) 97.4	1,030	1,186	1,300	1,319	1,389	1,514	1,885

記入上の注意

※1 賃金構造基本統計調査又は職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載

※2 派遣先事業所の所在する場所に応じて、通遼に定める地域指数を乗じた数値を記載

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	職務の内容 (※1)	基本給額 (※2)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験 (※4)
Aランク	上級	1,520	1,514	10年
Bランク	中級	1,320	1,319	3年
Cランク	初級	1,030	1,030	0年

記入上の注意

※1 各等級で求められる職務の内容の詳細は別紙にて定める

※2 派遣労働者の基本給及び各種手当（超過勤務手当、通勤手当及び退職手当を除く）の合計を時給換算したものを記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、昇格ならびに賃金改訂をおこなう

※3 それぞれの等級の職務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年
支給率 (月数)	自己都合 退職	1.0	1.7	3.8	6.5	9.4	12.4	15.4	18.0
	会社都合 退職	1.4	2.4	5.1	8.2	11.4	14.6	17.5	20.3

（資料出所）「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）におけるモデル退職金の支給率（高校卒）

別表4 対象従業員の退職手当の額

勤続年数		4年 以上 5年 未満	5年 以上	10年 以上	15年 以上	20年 以上	25年 以上	30年 以上	35年 以上
支給月数	自己都合 退職	1.35	1.7	3.8	6.5	9.4	12.4	15.4	18.0
	会社都合 退職	1.9	2.4	5.1	8.2	11.4	14.6	17.5	20.3

（備考）

1. 退職手当については、退職時の基本時間給額に、所定就業時間を乗じ、さらに所定平均労働日数を乗じて得た額を1か月分として支給する。
2. 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は4年とし、退職時の勤続年数が4年未満の場合には支給しない。

※協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表2と別表4に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であることを確認した旨の書面を添付すること。